

(別紙)

平成 13 年 7 月 5 日付課法 3 - 57 ほか 11 課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に欄に掲げるように改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後															改 正 前																										
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 1)															(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 1)																										
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> <p>新たに内国法人を設立したので届け出ます。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>法人設立届出書</p> <p>整理番号</p> </div> </div>															<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> <p>新たに内国法人を設立したので届け出ます。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>法人設立届出書</p> <p>整理番号</p> </div> </div>																										
(フリガナ) 法人名						(フリガナ) 法人名						(フリガナ) 法人名						(フリガナ) 法人名																							
本店又は主たる事務所の所在地			〒			本店又は主たる事務所の所在地			〒			本店又は主たる事務所の所在地			〒			本店又は主たる事務所の所在地			〒																				
納税地			〒			納税地			〒			納税地			〒			納税地			〒																				
(フリガナ) 代表者氏名						(フリガナ) 代表者氏名						(フリガナ) 代表者氏名						(フリガナ) 代表者氏名																							
代表者住所			〒			代表者住所			〒			代表者住所			〒			代表者住所			〒																				
設立年月日			平成 年 月 日			事業年度			(自) 月 日 (至) 月 日			設立年月日			平成 年 月 日			事業年度			(自) 月 日 (至) 月 日																				
資本金又は出資金の額			円			消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日			平成 年 月 日			資本金又は出資金の額			円			消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日			平成 年 月 日																				
事業の目的 (現に営んでいる又は営む予定のもの)			支店・出張所・工場等			名称			所在地			支店・出張所・工場等			名称			所在地																							
設立の形態			1 個人企業を法人組織とした法人である場合 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合(分割型・分社型・その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他( )			納税地			事業内容等			1 個人企業を法人組織とした法人である場合 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合(分割型・分社型・その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他( )			納税地			事業内容等																							
																					設立の形態が1~4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況			事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、分割法人の名称又は出資者の氏名、名称			納税地			事業内容等											
合併等期日			平成 年 月 日			適格区分			適格・その他			添付書類			1 定款等の写し 2 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本 3 株主等の名簿 4 現物出資者名簿 5 設立趣意書 6 設立時の貸借対照表 7 合併契約書の写し 8 分割計画書の写し 9 その他( )																										
																		事業開始(見込み)年月日			平成 年 月 日			「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無			有 ・ 無														
																														氏名			事務所所在地								
																																				電話( )					
設立した法人が連結子法人である場合			連結親法人名			〒			所轄税務署			「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日			連結親法人 年月日			連結子法人 年月日																							
																					連結親法人の納税地			電話( )																	
																											氏名			事務所所在地											
																																	電話( )								
税理士署名押印			印			税務署処理欄			部門			決算期			業種番号			入力			名簿																				
																								税務署処理欄			部門			決算期			業種番号			入力			名簿		

# 改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 1)

## 法人設立届出書の記載要領等

内国法人である普通法人又は協同組合等(法人税法別表第3に掲げる法人)を設立した場合には、その設立の日以後2月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

### 1 提出部数及び添付書類

この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。

なお、資本金1億円以上の内国普通法人の場合は2通提出してください。

定款、寄付行為、規則又は規約(以下「定款等」といいます。)の写し  
設立の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本  
株主又は合名会社、合資会社若しくは有限会社の社員、その他法人の出資者(以下「株主等」といいます。)の名簿(次の様式によってください。)

氏 名	住 所	株数又は 口 数	金 額	役職名及び当該法人の役員 又は、他の株主等との関係
			円	

現物出資をした者の氏名、出資の金額及び出資の目的物の明細を記載した書類

設立趣意書

設立の時にける貸借対照表

合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し

分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し

### 2 各欄の記載方法

- (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。
- (3) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。
- (4) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なものと及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。

(5) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている営業年度等を記載してください。

(6) 「資本金又は出資金の額」欄には、登記した資本の金額又は出資金額を記載してください。

(7) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本の金額又は出資金額が1千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。

(注) 新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本又は出資の金額が1千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間(一般的には、設立第1期目及び第2期目)について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。

なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間(一般的には、設立第3期目)からは、原則どおり基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。

このため、設立第3期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書(第1号様式)」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。

(8) 「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無にかかわらずすべての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。

(9) 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を で囲んでください。  
新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9(分割型分割)に該当する場合には「分割型」、同第12号の10(分社型分割)に該当する場合には「分社型」、又は分割承継法人の株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付するものである場合には「その他」のそれぞれ にし点を付けてください。

なお、個人企業を法人組織とした法人である場合又は合併により設立した法人である場合には、「設立の形態」が1から4である場合の設立前の個人、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名又は合併により消滅した法人の名称、納税地及び事業内容等を記載してください。

(10) 「合併等期日」欄には、「設立の形態」が2又は3である場合に、それぞれ形態に応じて次に記載した日を記載してください。

設 立 の 形 態	合 併 等 期 日
合併により設立した法人である場合	合併契約書において合併期日として定めた日
新設分割により設立した法人である場合	分割計画書において分割期日として定めた日

(11) 「適格区分」欄は、「設立の形態」が2から4である場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第2条第12号の8(適格合併)、同第12号の11(適格分割)又は同第12号の14(適格現物出資)に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を で囲んでください。

(12) 「事業開始(見込み)年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。

(13) 「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを で囲んでください(既に別途に提出している場合は「有」を で囲んでください。)

(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

(14) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。

(15) 「添付書類」欄は、この届出書に添付したものの番号を で囲んでください。

(16) 「設立した法人が連結子法人である場合」欄は、設立と同時に連結子法人となった場合に記載してください。それ以外の場合は記入しないでください。  
なお、連結子法人である場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を別途提出する必要があります。

(17) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(18) 「 」欄は、記入しないでください。

# 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 1)

## 法人設立届出書の記載要領等

内国法人である普通法人又は協同組合等(法人税法別表第3に掲げる法人)を設立した場合には、その設立の日以後2月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

### 1 提出部数及び添付書類

この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。

なお、資本金1億円以上の内国普通法人の場合は2通提出してください。

定款、寄付行為、規則又は規約(以下「定款等」といいます。)の写し  
設立の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)  
株主又は合名会社、合資会社若しくは有限会社の社員、その他法人の出資者(以下「株主等」といいます。)の名簿(次の様式によってください。)

氏 名	住 所	株数又は 口 数	金 額	役職名及び当該法人の役員 又は、他の株主等との関係
			円	

現物出資をした者の氏名、出資の金額及び出資の目的物の明細を記載した書類

設立趣意書

設立の時にける貸借対照表

合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し

分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し

### 2 各欄の記載方法

- (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。
- (3) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。
- (4) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なものと及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。

(5) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている営業年度等を記載してください。

(6) 「資本金又は出資金の額」欄には、登記した資本の金額又は出資金額を記載してください。

(7) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本の金額又は出資金額が1千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。

(注) 新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本又は出資の金額が1千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間(一般的には、設立第1期目及び第2期目)について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。

なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間(一般的には、設立第3期目)からは、原則どおり基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。

このため、設立第3期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書(第1号様式)」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。

(8) 「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無にかかわらずすべての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。

(9) 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を で囲んでください。  
新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9(分割型分割)に該当する場合には「分割型」、同第12号の10(分社型分割)に該当する場合には「分社型」、又は分割承継法人の株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付するものである場合には「その他」のそれぞれ にし点を付けてください。

なお、個人企業を法人組織とした法人である場合又は合併により設立した法人である場合には、「設立の形態」が1から4である場合の設立前の個人、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名又は合併により消滅した法人の名称、納税地及び事業内容等を記載してください。

(10) 「合併等期日」欄には、「設立の形態」が2又は3である場合に、それぞれ形態に応じて次に記載した日を記載してください。

設 立 の 形 態	合 併 等 期 日
合併により設立した法人である場合	合併契約書において合併期日として定めた日
新設分割により設立した法人である場合	分割計画書において分割期日として定めた日

(11) 「適格区分」欄は、「設立の形態」が2から4である場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第2条第12号の8(適格合併)、同第12号の11(適格分割)又は同第12号の14(適格現物出資)に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を で囲んでください。

(12) 「事業開始(見込み)年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。

(13) 「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを で囲んでください(既に別途に提出している場合は「有」を で囲んでください。)

(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

(14) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。

(15) 「添付書類」欄は、この届出書に添付したものの番号を で囲んでください。

(16) 「設立した法人が連結子法人である場合」欄は、設立と同時に連結子法人となった場合に記載してください。それ以外の場合は記入しないでください。  
なお、連結子法人である場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を別途提出する必要があります。

(17) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(18) 「 」欄は、記入しないでください。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 2)

税務署受付印		外国普通法人となった旨の届出書		※整理番号	
平成 年 月 日     税務署長殿	(フリガナ)				
	法 人 名				
	本店又は主たる事務所の所在地	〒			
	納 税 地	〒			
	電話( ) -				
(フリガナ)					
責 任 者 氏 名	Ⓜ				
責 任 者 住 所	〒				
電話( ) -					

新たに外国普通法人となったので届け出ます。

国内において行う事業を開始した日又はその開始予定日	平成 年 月 日	国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日	平成 年 月 日
事業年度	自 月 日 至 月 日	事業年度	自 月 日 至 月 日

国内において行う事業の目的及び種類	種 類	所 在 地	国内にある資産の種類及び所在地

(備 考)	添付書類	1 定款等の和訳文 2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本 3 貸借対照表、財産目録 4 事業の概要を記載した書類
「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無	有 ・ 無	

税 理 士 署 名 押 印	Ⓜ
---------------	---

※ 税 務 署 処 理 欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿
---------------	----	-----	------	----	----

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 2)

税務署受付印		外国普通法人となった旨の届出書		※整理番号	
平成 年 月 日     税務署長殿	(フリガナ)				
	法 人 名				
	本店又は主たる事務所の所在地	〒			
	納 税 地	〒			
	電話( ) -				
(フリガナ)					
責 任 者 氏 名	Ⓜ				
責 任 者 住 所	〒				
電話( ) -					

新たに外国普通法人となったので届け出ます。

国内において行う事業を開始した日又はその開始予定日	平成 年 月 日	国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日	平成 年 月 日
事業年度	自 月 日 至 月 日	事業年度	自 月 日 至 月 日

国内において行う事業の目的及び種類	種 類	所 在 地	国内にある資産の種類及び所在地

(備 考)	添付書類	1 定款等の和訳文 2 登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 3 貸借対照表、財産目録 4 事業の概要を記載した書類
「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無	有 ・ 無	

税 理 士 署 名 押 印	Ⓜ
---------------	---

※ 税 務 署 処 理 欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿
---------------	----	-----	------	----	----

## 改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 2)

### 外国普通法人となった旨の届出書の記載要領等

国内に恒久的施設を有する外国普通法人となった場合、人的役務の提供事業を国内において開始した場合又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなった場合には、その外国普通法人は該当することとなった日又は開始した日若しくはその有することとなった日以後2月以内に外国普通法人となった旨の届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

#### 記

##### 1 外国普通法人となった旨の届出書の提出部数及び添付書類

この届出書は、次に掲げる書類を添付して2通を納税地(2の「各欄の記載方法」により記載した納税地)の所轄税務署長に提出してください。

- (1) 定款、寄付行為、規則又は規約の和訳文
- (2) 国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものについて登記をしている場合には、その登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本
- (3) 国内に恒久的施設を有することとなったとき、国内において人的役務の提供事業を開始したとき又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなったときにおける、国内において行う事業又は国内にある資産についての貸借対照表及び財産目録ならびに当該外国普通法人のそれらの時の属する事業年度の直前事業年度の貸借対照表
- (4) 国内において行う事業の概要を記載した書類

##### 2 各欄の記載方法

- (1) 「納税地」欄は、次により記載してください。  
イ 国内に恒久的施設を有する外国法人(法人税法第141条第1号から第3号までに規定するもの)にあつては国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものうちその主たるものの所在地  
ロ イ以外の法人で不動産の貸付け等の対価(船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。)を受ける法人にあつては、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地  
ハ イ及びロ以外の法人にあつては、法人税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所
- (2) 「責任者氏名」欄には、国内において行う事業又は国内にある資産の管理の責任者の氏名を、「責任者住所」欄には、その者の住所を記載してください。
- (3) 「事業年度」欄には、当該外国普通法人の事業年度を記載してください。
- (4) 「国内において行う事業の目的及び種類」欄には、国内において行う事業の目的及び種類を具体的に記載してください。
- (5) 「国内にある事務所等」欄には、国内における主たる事務所、事業所等以外の国内にある事務所、事業所等についてその名称と所在地を記載してください。
- (6) 「国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日」欄には、国内に恒久的施設を有し事業を行う外国法人以外で、国内にある資産を有することとなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日を記載してください。
- (7) 「国内にある資産の種類及び所在地」欄には、国内にある資産を有することとなった外国普通法人について、その国内にある資産の種類及び所在地を記載してください。
- (8) 「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。(既に別途に提出している場合も含みます。)  
(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。
- (9) 「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。
- (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (11) 「※」欄は、記載しないでください。

## 改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 2)

### 外国普通法人となった旨の届出書の記載要領等

国内に恒久的施設を有する外国普通法人となった場合、人的役務の提供事業を国内において開始した場合又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなった場合には、その外国普通法人は該当することとなった日又は開始した日若しくはその有することとなった日以後2月以内に外国普通法人となった旨の届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

#### 記

##### 1 外国普通法人となった旨の届出書の提出部数及び添付書類

この届出書は、次に掲げる書類を添付して2通を納税地(2の「各欄の記載方法」により記載した納税地)の所轄税務署長に提出してください。

- (1) 定款、寄付行為、規則又は規約の和訳文
- (2) 国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものについて登記をしている場合には、その登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- (3) 国内に恒久的施設を有することとなったとき、国内において人的役務の提供事業を開始したとき又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなったときにおける、国内において行う事業又は国内にある資産についての貸借対照表及び財産目録ならびに当該外国普通法人のそれらの時の属する事業年度の直前事業年度の貸借対照表
- (4) 国内において行う事業の概要を記載した書類

##### 2 各欄の記載方法

- (1) 「納税地」欄は、次により記載してください。  
イ 国内に恒久的施設を有する外国法人(法人税法第141条第1号から第3号までに規定するもの)にあつては国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものうちその主たるものの所在地  
ロ イ以外の法人で不動産の貸付け等の対価(船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。)を受ける法人にあつては、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地  
ハ イ及びロ以外の法人にあつては、法人税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所
- (2) 「責任者氏名」欄には、国内において行う事業又は国内にある資産の管理の責任者の氏名を、「責任者住所」欄には、その者の住所を記載してください。
- (3) 「事業年度」欄には、当該外国普通法人の事業年度を記載してください。
- (4) 「国内において行う事業の目的及び種類」欄には、国内において行う事業の目的及び種類を具体的に記載してください。
- (5) 「国内にある事務所等」欄には、国内における主たる事務所、事業所等以外の国内にある事務所、事業所等についてその名称と所在地を記載してください。
- (6) 「国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日」欄には、国内に恒久的施設を有し事業を行う外国法人以外で、国内にある資産を有することとなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日を記載してください。
- (7) 「国内にある資産の種類及び所在地」欄には、国内にある資産を有することとなった外国普通法人について、その国内にある資産の種類及び所在地を記載してください。
- (8) 「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。(既に別途に提出している場合も含みます。)  
(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。
- (9) 「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。
- (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (11) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 4)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 4)

<b>異 動 届 出 書</b>		※整理番号		
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">             税務署受付印           </div>		※連絡グループ整理番号		
平成 年 月 日  税務署長殿 次の事項について異動したので届け出ます。	提出法人	(フリガナ) 法人等の名称		
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small>単体法人 連結親法人 連結親法人となる法人 連結子法人 連結子法人となる法人 連結親法人となる法人</small>	本店又は主たる事務所の所在地	〒 _____ 電話 ( ) _____	
	納 税 地	〒 _____		
	(フリガナ) 代表者氏名	〒 _____	㊟	
	代表者住所	〒 _____		
異動のあった <input type="checkbox"/> 連結子法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <small>(提出法人の場合は記載不要)</small>	(フリガナ) 法 人 名	整理番号		
	納 税 地 (本店又は主たる事務所の所在地)	〒 _____ (局 署) 電話( ) _____	部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名	〒 _____	決 算 期	
	代表者住所	〒 _____	業 種 番 号	
			整 理 簿	
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日	
所 轄 税 務 署	税 務 署	税 務 署		
(備 考)	添 付 書 類 1 定款等の写し 2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書)又は登記簿謄本若しくは抄本 3 合併契約書の写し 4 分割計画書又は分割契約書の写し 5 その他( )			
税 理 士 署 名 押 印	㊟			
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	
	入 力	名 簿		

<b>異 動 届 出 書</b>		※整理番号		
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">             税務署受付印           </div>		※連絡グループ整理番号		
平成 年 月 日  税務署長殿 次の事項について異動したので届け出ます。	提出法人	(フリガナ) 法人等の名称		
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small>単体法人 連結親法人 連結親法人となる法人 連結子法人 連結子法人となる法人 連結親法人となる法人</small>	本店又は主たる事務所の所在地	〒 _____ 電話 ( ) _____	
	納 税 地	〒 _____		
	(フリガナ) 代表者氏名	〒 _____	㊟	
	代表者住所	〒 _____		
異動のあった連結子法人又は、 (提出法人の場合は記載不要) 連結子法人となる法人	(フリガナ) 法 人 名	整理番号		
	納 税 地 (本店又は主たる事務所の所在地)	〒 _____ (局 署) 電話( ) _____	部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名	〒 _____	決 算 期	
	代表者住所	〒 _____	業 種 番 号	
			整 理 簿	
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日	
所 轄 税 務 署	税 務 署	税 務 署		
(備 考)	添 付 書 類 1 定款等の写し 2 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)又は抄本(履歴事項一部証明書) 3 合併契約書の写し 4 分割計画書又は分割契約書の写し 5 その他( )			
税 理 士 署 名 押 印	㊟			
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	
	入 力	名 簿		

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 4)

異動届出書の記載要領等

- この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人を含む。）が事業年度等の変更、納税地の異動、資本金額等の異動、商号の変更、代表者の変更、事業目的の変更、会社の合併、会社の分割による営業の譲渡若しくは譲受け、会社の解散・清算終了、支店、工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。  
 (注) 会社の合併又は分割により新たに設立した法人が、「法人設立届出書」を届け出るときには、当該届出書の届出は必要ありません。
- この届出書は次の提出先にそれぞれ1通（調査課所管法人は2通）提出してください。  
 (1) 納税地の異動があった場合（提出法人：納税地を異動した法人）  
 異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長  
 (2) 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があった場合（提出法人：連結親法人）  
 ① 連結親法人の納税地の所轄税務署長  
 ② 異動のあった連結子法人の異動前の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長  
 ③ 異動のあった連結子法人の異動後の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長  
 (注) 上記①～③のすべてに提出していただくことになります。  
 (3) 上記(1)及び(2)以外の異動があった場合（提出法人：異動のあった法人）  
 異動のあった法人の納税地（連結子法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長
- この届出書は、次の書類を添付してください。  
 (1) 届出の事項が登記を要するものである場合には、登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書)又は登記簿謄本若しくは抄本  
 (2) 事業年度の変更等で定款、寄付行為、規則又は規約の変更等を要するものである場合は、その写し  
 (3) 会社の合併を行った場合には、合併契約書の写し  
 (4) 会社の分割を行った場合には、分割計画書又は分割契約書の写し  
 (5) その他参考となる書類
- 各欄は、次により記載してください。  
 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地（本店又は主たる事務所の所在地）」、「代表者氏名」、及び「代表者住所」を記載してください。  
 (2) 「異動のあった□連結子法人等」欄には、次の場合に応じて該当する□にレ印を付すとともに、当該法人の「法人名」、「納税地（本店又は主たる事務所の所在地）」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。  
 ① 提出法人が連結親法人（又は連結親法人となる法人）の場合は、異動のあった連結子法人（又は連結子法人となる法人）の□にレ印を付してください。  
 ② 提出法人が連結子法人（又は連結子法人となる法人）の場合は、異動のあった法人に係る連結親法人（又は連結親法人となる法人）の□にレ印を付してください。  
 (3) 会社の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合の記載事項

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
本店又は主たる事務所の所在地 (連結子法人)		△△△ □□□ ○○	14・○・○

ロ 合併等の場合の記載事項

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
吸 収 合 併 (連結子法人)		吸収合併により連結子法人△△が□□を合併	(合併期日) 14・○・○

- なお、連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の提出が必要です。
- 「所轄税務署」欄には、納税地を異動した場合のみ記入してください。
  - 「添付書類」欄には、この届出書に添付した書類の該当番号を○で囲んでください。  
 また、ここに記載していない書類を添付した場合は、その書類の名称を記載してください。
  - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 4)

異動届出書の記載要領等

- この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人を含む。）が事業年度等の変更、納税地の異動、資本金額等の異動、商号の変更、代表者の変更、事業目的の変更、会社の合併、会社の分割による営業の譲渡若しくは譲受け、会社の解散・清算終了、支店、工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。  
 (注) 会社の合併又は分割により新たに設立した法人が、「法人設立届出書」を届け出るときには、当該届出書の届出は必要ありません。
- この届出書は次の提出先にそれぞれ1通（調査課所管法人は2通）提出してください。  
 (1) 納税地を異動した場合には、異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長  
 (2) 連結親法人の納税地の所轄税務署長  
 (3) 異動のあった連結子法人の本店所在地の所轄税務署長  
 なお、法人税法第20条第2項の規定により連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があった場合には、次の提出先にそれぞれ1通提出してください。  
 (1) 連結親法人の納税地の所轄税務署長  
 (2) 異動のあった連結子法人の異動前の本店等所在地の所轄税務署長  
 (3) 異動のあった連結子法人の異動後の本店等所在地の所轄税務署長
- この届出書は、次の書類を添付してください。  
 (1) 届出の事項が登記を要するものである場合には、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)又は抄本(履歴事項一部証明書)  
 (2) 事業年度の変更等で定款、寄付行為、規則又は規約の変更等を要するものである場合は、その写し  
 (3) 会社の合併を行った場合には、合併契約書の写し  
 (4) 会社の分割を行った場合には、分割計画書又は分割契約書の写し  
 (5) その他参考となる書類
- 各欄は、次により記載してください。  
 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地（本店又は主たる事務所の所在地）」、「代表者氏名」、及び「代表者住所」を記載してください。  
 (2) 「異動のあった□連結子法人又は連結子法人となる法人」欄には、当該法人の「法人名」、「納税地（本店又は主たる事務所の所在地）」、「代表者氏名」、及び「代表者住所」を記載してください。  
 なお、提出法人が連結子法人の場合には、これらの欄への記載は必要ありません。
- 会社の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合の記載事項

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
本店又は主たる事務所の所在地 (連結子法人)	異動内容を記	△△△ □□□ ○○	14・○・○
	異動事項等の該当する法人の親・子の関係を記載		議事録等を決定した日

ロ 合併等の場合の記載事項

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
吸 収 合 併 (連結子法人)	合併の内容を簡記する	吸収合併により連結子法人△△が□□を合併	(合併期日) 14・○・○
		合併契約書において合併期日と定めた日を記載する。	

- なお、連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の提出が必要です。
- 「所轄税務署」欄には、納税地を異動した場合のみ記入してください。
  - 「添付書類」欄には、この届出書に添付した書類の該当番号を○で囲んでください。  
 また、ここに記載していない書類を添付した場合は、その書類の名称を記載してください。
  - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - 「※」欄は、記載しないでください。



分 離 振 替 国 債 の 課 税 の 特 例 に 関 す る 非 課 税 適 用 申 告 書  
Application Form for Corporation Tax Exemption based on the Special Taxation Measures Law Article 67-17, paragraph 1

税 務 署 長 宛  
〒 番 号  
〒 番 号

税務署長殿 To: The District Director of Tax Office

電話番号 Telephone number

平成 年 月 日  
Date

〒 番 号 所在地等 (注1) Address of the applicant (* 1)	
〒 番 号 名称 Name of the applicant	代表者名 President's name

下記の特定振替機関等又は適格外国仲介業者から振替記載等を受けている分離振替国債の発行又は譲渡により生ずる所得につき租税特別措置法第 67 条の 17 第 1 項の規定の適用を受けたので、この旨を告じます。(注2)  
We hereby file for corporation tax-exemption based on the Special Taxation Measures Law Article 67-17, paragraph 1 and the relevant regulations thereunder, with regard to Japanese Government Bonds recorded in an account established in the Bank of Japan Book-entry System through a Sub-custodian or Qualified Foreign Intermediary(QFI) stated as below. (\* 2)

特定振替機関等の営業所等又は 適格外国仲介業者の 特定国外営業所等の名称及び所在地 Name and Address of the Sub-custodian or specified foreign branch of the QFI	電話番号 Telephone number	適格外国仲介業者の特定国外営業所等 (の長) による署名 及び受理日付 Signature of the qualified person at the QFI's specified foreign branch and Date of receipt by it
---	--------------------------	--

納税代理人の氏名及び住所 Name and Address of the applicant's tax agent (if any)	電話番号 Telephone number
---	--------------------------

概要 (注1) Remarks (* 1)	特定国外営業所等が確認した確認書類の名称 Name of the ID Document by which the QFI's specified foreign branch identified the applicant	特定振替機関等の受理日付 Date of receipt by the Sub-custodian
--------------------------	---	---

15.07

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 22)

改 正 前

後

正

改

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 22)

(廃 止)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 22)

(廃 止)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 22)

(注1) 提出をする者が国内にP E (恒久的施設) を有しない外国法人である場合には、当該外国法人の(日本国外の)本店又は主たる事務所の所在地を記載します。  
また、提出をする者が日本国内にP E (恒久的施設) を有する外国法人である場合には「所在地等」欄にはP Eの所在地を、「摘要」欄に(日本国外の)外国法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載します。

(注2) この申告書は当該外国法人の納税地の所轄税務署長に2部提出します。

(\* 1) In the case where an applicant is a foreign corporation which has no her permanent establishment in Japan, the place (outside Japan) of the head office or the main office of the foreign corporation is to be filled in.  
In the case where an applicant is a foreign corporation which has its permanent establishment in Japan, the address of its permanent establishment is to be filled in "Address of the applicant", and the place (outside Japan) of the head office or the main office of the foreign corporation is to be filled in "Remarks".

(\* 2) Two copies of this statement are to be submitted to the District Director of the foreign corporation's tax offices.





分 離 振 替 国 債 に 係 る 所 有 期 間 明 細 書  
Statement of the Holding Period of Japanese Government Bonds under the Special Taxation Measures Law, Article 67-17

※ 提出書類  
提出番号

税務署長殿 To: The District Director of \_\_\_\_\_ Tax Office

特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の名称  
Name of Sub-custodian or specified foreign branch of the Qualified Foreign Intermediary

平成 年 月 日  
Date

特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の所在地  
Address of Sub-custodian or specified foreign branch of the Qualified Foreign Intermediary

租税特別措置法施行令第39条の33の2第3項又は第4項の規定により、下記のとおり提出します。(注1・6)

We hereby submit the statement as follows in accordance with the provisions of the Enforcement Order of the Special Taxation Measures Law, Article 39-33-2, paragraph 3 or 4. (\*1・6)

所在地等 (注2) Address (*2)	名称 Name	電話番号 Telephone number	所在地等 Address	名称 Name	電話番号 Telephone number	所在地等 Address	納税管理人 The applicant's tax agent (if any)	銘柄 Issue of IGIBs	取得年月日 (注3) Date of Purchase (*3)	譲渡等の年月日 (注4) Date of Alienation etc (*4)	金額 (注5) Amount of IGIBs (*5)	その他参考となる べき事項 (注2) Remarks (*2)
	代表者名 President's name			代表者名 President's name					・	・		
	代表者名 President's name			代表者名 President's name					・	・		
	代表者名 President's name			代表者名 President's name					・	・		
	代表者名 President's name			代表者名 President's name					・	・		

15.07

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 23)

前 正 改

後

正

改

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 23)

(廃 止)

前

正

改

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 23)

- (注1) この所有期間明細書は、租税特別措置法第67条の17第1項の規定の適用を受ける外国法人ごとに、当該外国法人の納税地の所轄税務署長に2部提出します。
  - (注2) 提出をする者が日本国内にP F (恒久的施設) を有する外国法人である場合には「所在地等」欄にはP Fの所在地を、「その他参考となるべき事項」欄には(日本国外の) 外国人の本店又は主たる事務所の所在地を記載します。
  - (注3) 「取得年月日」欄は、分譲振替国債の所有期間の初日(当該事業年開始の前日である場合にその事業年開始の日を記載します)。
  - (注4) 「譲渡等の年月日」欄は、分譲振替国債の譲渡又は償還若しくは利息の支払いの区分ごとにその年月日を記載します。また、当該事業年終了の日において分譲振替国債を有する場合には、その事業年度終了の日も記載します。
  - (注5) 「金額」欄は、分譲振替国債の償還又は利息の支払いの区分ごとに、償還金又は利息の金額を記載します。
  - (注6) 2枚目以降に記載が及ぶ場合には、記載欄のみを別途作成して本明細書に添付します。
- (\* 1) Upon submission of this statement , two copies are to be submitted to the District Director of the respective tax offices, per each foreign corporation applying for corporation tax exemption based on the Special Taxation Measures Law Article 67-17, paragraph 1.
  - (\* 2) In the case where an applicant is a foreign corporation which has a permanent establishment in Japan, the address of the permanent establishment is to be filled in "Address", and the place (outside Japan) of the head office or the main office of the foreign corporation in "Remarks".
  - (\* 3) The date where the first day of the holding period falls before the start of the fiscal year concerned, the first day of the fiscal year is to be filled in "Date of Purchase".
  - (\* 4) The date of alienation, redemption , payment of interest is to be filled in "Date of Alienation etc.", as well as its description in parentheses. In the case where the applicant retains the JGBs on the last day of the fiscal year concerned ,the last day of the fiscal year is also to be filled in "Date of Alienation etc.".
  - (\* 5) The amount of redemption or interest is to be filled in "Amount of JGBs".
  - (\* 6) If additional page(s) are necessary, only the list part of this Statement is to be prepared and attached to this Statement.

後 正 改

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 23)

(廃 止)



分 離 振 替 国 債 の 課 税 の 特 例 に 関 す る 異 動 申 告 書  
Application Form for Amendment of Corporation Tax Exemption based on the Special Taxation Measures Law Article 67-17, paragraph 9

※ 投 信 票 領 有 者 印 刷 番 号

税 務 署 長 殿 To: The District Director of \_\_\_\_\_ Tax Office

電 話 番 号 Telephone number

平 成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
Date

ツリガナ 所在地等 Address of the applicant	
ツリガナ 名称 Name of the applicant	代表者名 President's name

下 記 の 事 項 に つ き 異 動 が あ り ま し た の で 、 租 税 特 別 措 置 法 第 67 条 の 17 第 9 項 の 規 定 に よ り 申 告 し ま す 。  
We hereby file the amendment to the Application Form for Corporation Tax Exemption based on the Special Taxation Measures Law Article 67-17, paragraph 9 and the relevant regulations thereunder, with regard to Japanese Government Bonds recorded in an account established in the Bank of Japan Book-entry System through a Sub-custodian or Qualified Foreign Intermediary(QFI) stated as below.

異動事項 Descriptions of Amendments	異動前 Before Amendment	異動後 After Amendment
所在地等 Address of the applicant		
名称 Name of the applicant		

特定振替機関等又は 適格外国仲介業者の名称 Name of the Sub-custodian or the QFI		適格外国仲介業者の特定国外営業所等 (の長) による署名 及び受理日付 Signature of the qualified person at the QFI's specified foreign branch and Date of receipt by it
---	--	--

非課税適用申告書の提出年月日 Submission Date of initial Application Form for Withholding Tax Exemption	平 成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 Date	特定国外営業所等が確認した確認書類の名称 Name of the ID Document by which the QFI's specified foreign branch identified the applicant	特定振替機関等の受理日付 Date of receipt by the Sub-custodian
--	-------------------------------------	---	---

摘要 Remarks	
---------------	--

15.07

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 24)

前 正 改

後 正 改

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 24)

(廃 止)

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 24)

(廃止)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 24)

(注) この申告書は当該外国法人の納税地の所轄税務署長に2部提出します。  
(\*) Two copies of this statement are to be submitted to the District Director of the foreign corporation's tax offices.

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 111)

収用等に伴い代替資産を取得した場合における  
特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第39条第19項第1号イ又はロ、第2号の規定又は措置法施行令第39条の99第5項第1号イ又はロ、第2号の規定により収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定を設けた場合において、その収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないことにより4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、収用等があった日後4年を経過する日から2月以内に提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する口にレ印を付してください。
  - (4) 「措置法第64条第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の2第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄及び「措置法第68条の70第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する口にレ印を付すとともに、「する」又は「しない」に○を付してください。
  - (5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することができないこととなった事情を詳細に記載してください。
  - (6) 「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄
    - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
    - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
    - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
  - (7) 「収用等に係る事業の施行の状況」欄及び「事業の完了見込年月日」の各欄には、措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する収用等に係る事業の施行の状況及び当該事業の完了見込年月日をそれぞれ記載してください。
  - (8) 「生態影響調査実施の状況」欄及び「調査の完了予定年月日」の各欄には、措置法施行令第39条第19項第2号又は措置法施行令第39条の99第5項第2号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日をそれぞれ記載してください。
  - (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (10) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 111)

収用等に伴い代替資産を取得した場合における  
特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第39条第18項第1号イ又はロ、第2号の規定又は措置法施行令第39条の99第5項第1号イ又はロ、第2号の規定により収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定を設けた場合において、その収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないことにより4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、収用等があった日後4年を経過する日から2月以内に提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する口にレ印を付してください。
  - (4) 「措置法第64条第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の2第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄及び「措置法第68条の70第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する口にレ印を付すとともに、「する」又は「しない」に○を付してください。
  - (5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することができないこととなった事情を詳細に記載してください。
  - (6) 「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄
    - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
    - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
    - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
  - (7) 「収用等に係る事業の施行の状況」欄及び「事業の完了見込年月日」の各欄には、措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する収用等に係る事業の施行の状況及び当該事業の完了見込年月日をそれぞれ記載してください。
  - (8) 「生態影響調査実施の状況」欄及び「調査の完了予定年月日」の各欄には、措置法施行令第39条第18項第2号又は措置法施行令第39条の99第5項第2号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日をそれぞれ記載してください。
  - (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (10) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 124)

適格分社型分割等による期中損金経理額等の  
損金算入に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。ただし、租税特別措置法第 57 条の 5 第 13 項及び同法第 57 条の 6 第 9 項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください。（法人税法施行令第 155 条の 6 の規定を含む）

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法 3 1 ③	2 1 の 2	5 5 の 5 ⑧	2 1 の 4
3 2 ③	2 1 の 3	6 8 の 4 4 ⑦	2 2 の 4 6
4 2 ⑦	2 4 の 3	5 5 の 6 ⑩	2 1 の 5 ⑬
4 4 ⑤	2 4 の 6	6 8 の 4 5 ⑨	2 2 の 4 7 ⑬
4 5 ⑦	2 4 の 7	5 5 の 7 ⑧	2 1 の 5 ⑭
4 7 ⑦	2 4 の 8	6 8 の 4 6 ⑦	2 2 の 4 7 ⑭
4 8 ⑦	2 4 の 1 0	(削 除)	(削 除)
4 9 ⑤	2 4 の 1 2	(削 除)	(削 除)
5 0 ⑥	2 5	5 7 の 5 ⑬	2 1 の 1 3 ②
5 2 ⑥	2 5 の 6	6 8 の 5 5 ⑭	2 2 の 5 6 ②
5 3 ⑤	2 5 の 8	5 7 の 6 ⑨	2 1 の 1 3 の 2
令 1 3 3 の 2 ③	2 7 の 1 7	6 8 の 5 6 ⑩	2 2 の 5 7
1 3 9 の 4 ⑧	2 8 の 2	5 7 の 8 ⑪	2 1 の 1 4 ⑤
		6 8 の 5 8 ⑩	2 2 の 5 8 ⑤
		5 8 ⑩	2 1 の 1 6 ⑥
		6 8 の 6 1 ⑨	2 2 の 6 0 ⑥
		5 6 の 2 ⑪	2 1 の 7
※ 読み替え規定有り（令 155 の 6 ②）			

- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。ただし、法人税法施行規則第 21 条の 2 第 4 号に掲げる事項及び同規則第 21 条の 3 第 4 号に掲げる事項については、別表 16(1)から別表 16(5)までに定める書式に代え、これらの別表の書式と異なる書式（これらの別表の書式に定める項目を記載しているものに限りません。）によることができます。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。
- 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - 本文の条項欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
  - 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
  - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 124)

適格分社型分割等による期中損金経理額等の  
損金算入に関する届出書の記載要領等

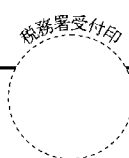
- 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。ただし、租税特別措置法第 57 条の 5 第 13 項及び同法第 57 条の 6 第 9 項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください。（法人税法施行令第 155 条の 6 の規定を含む）

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法 3 1 ③	2 1 の 2	5 5 の 5 ⑧	2 1 の 4
3 2 ③	2 1 の 3	6 8 の 4 4 ⑦	2 2 の 4 6
4 2 ⑦	2 4 の 3	5 5 の 6 ⑩	2 1 の 5 ⑬
4 4 ⑤	2 4 の 6	6 8 の 4 5 ⑨	2 2 の 4 7 ⑬
4 5 ⑦	2 4 の 7	5 5 の 7 ⑧	2 1 の 5 ⑭
4 7 ⑦	2 4 の 8	6 8 の 4 6 ⑦	2 2 の 4 7 ⑭
4 8 ⑦	2 4 の 1 0	5 6 ⑫	2 1 の 6 ④
4 9 ⑤	2 4 の 1 2	6 8 の 4 7 ⑪	2 2 の 4 8 ④
5 0 ⑥	2 5	5 7 の 5 ⑬	2 1 の 1 3 ②
5 2 ⑥	2 5 の 6	6 8 の 5 5 ⑭	2 2 の 5 6 ②
5 3 ⑤	2 5 の 8	5 7 の 6 ⑨	2 1 の 1 3 の 2
令 1 3 3 の 2 ③	2 7 の 1 7	6 8 の 5 6 ⑩	2 2 の 5 7
1 3 9 の 4 ⑧	2 8 の 2	5 7 の 8 ⑪	2 1 の 1 4 ⑤
		6 8 の 5 8 ⑩	2 2 の 5 8 ⑤
		5 8 ⑩	2 1 の 1 6 ⑥
		6 8 の 6 1 ⑨	2 2 の 6 0 ⑥
		5 6 の 2 ⑪	2 1 の 7
※ 読み替え規定有り（令 155 の 6 ②）			

- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。ただし、法人税法施行規則第 21 条の 2 第 4 号に掲げる事項及び同規則第 21 条の 3 第 4 号に掲げる事項については、別表 16(1)から別表 16(5)までに定める書式に代え、これらの別表の書式と異なる書式（これらの別表の書式に定める項目を記載しているものに限りません。）によることができます。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。
- 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - 本文の条項欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
  - 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
  - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - 「※」欄は、記載しないでください。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 130)

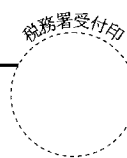
 <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>		※整理番号 ※課税区分		
		適格分社型分割等を行う場合の取用等又は取用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		
連 結 子 法 人	<input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親法人 <input type="checkbox"/> 子法人	(フリガナ) 法人名 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	〒 〒 〒 〒 〒	業 〒 〒 〒 〒
	※ 整理番号 ※ 税務署 ※ 決算期 ※ 業種番号 ※ 整理簿 ※ 回付先		業 〒 〒 〒 〒	
	(フリガナ) 法人名 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		〒 〒 〒 〒 〒	
	※ 整理番号 ※ 税務署 ※ 決算期 ※ 業種番号 ※ 整理簿 ※ 回付先		業 〒 〒 〒 〒	
	適格分社型分割等を行う場合において、取用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について		業 〒 〒 〒 〒	
租税特別措置法 (以下「措置法」といいます。)		(第64条第10項(措置法第64条の2第14項において準用する場合を含みます。) 第68条の70第9項(措置法第68条の71第15項において準用する場合を含みます。) 第65条第6項・第68条の72第6項 第64条の2第3項・第68条の71第4項)		
措置法施行令 (第39条第30項・第39条の99第16項 第39条の2第9項・第39条の100第8項)		の規定により、書類の提出を行います。		
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等		法人名 納税地 代表者氏名		
適格分社型分割等の日 取用等があった日又は、換地処分等があった日		年 月 日 年 月 日		
取用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類 補償金等、対価、清算金の金額又は 保留地の対価の額		円 円		
交換取得資産の価額		円		
代替資産又は 交換取得資産		種類 構造 規模 取得(予定)日		
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円		
添付明細(別表等) (その他参考となるべき事項)		円		
提出書類(証明書等)		円		
税理士署名押印		⑧		
※ 税務署処理欄		部門 決算期 業種番号 整理簿 備考		

17. 06 改正

(規格 A 4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 130)

 <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>		※整理番号 ※課税区分		
		適格分社型分割等を行う場合の取用等又は取用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		
連 結 子 法 人	<input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親法人 <input type="checkbox"/> 子法人	(フリガナ) 法人名 納税地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	〒 〒 〒 〒 〒	業 〒 〒 〒 〒
	※ 整理番号 ※ 税務署 ※ 決算期 ※ 業種番号 ※ 整理簿 ※ 回付先		業 〒 〒 〒 〒	
	(フリガナ) 法人名 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		〒 〒 〒 〒 〒	
	※ 整理番号 ※ 税務署 ※ 決算期 ※ 業種番号 ※ 整理簿 ※ 回付先		業 〒 〒 〒 〒	
	適格分社型分割等を行う場合において、取用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について		業 〒 〒 〒 〒	
租税特別措置法 (以下「措置法」といいます。)		(第64条第10項(措置法第64条の2第14項において準用する場合を含みます。) 第68条の70第9項(措置法第68条の71第15項において準用する場合を含みます。) 第65条第6項・第68条の72第6項 第64条の2第3項・第68条の71第4項)		
措置法施行令 (第39条第29項・第39条の99第16項 第39条の2第9項・第39条の100第8項)		の規定により、書類の提出を行います。		
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等		法人名 納税地 代表者氏名		
適格分社型分割等の日 取用等があった日又は、換地処分等があった日		年 月 日 年 月 日		
取用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類 補償金等、対価、清算金の金額又は 保留地の対価の額		円 円		
交換取得資産の価額		円		
代替資産又は 交換取得資産		種類 構造 規模 取得(予定)日		
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円		
添付明細(別表等) (その他参考となるべき事項)		円		
提出書類(証明書等)		円		
税理士署名押印		⑧		
※ 税務署処理欄		部門 決算期 業種番号 整理簿 備考		

16. 06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 130)

**適格分社型分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い  
取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定  
に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**

- 1 単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)等の下記の規定にもとづき、収用等又は収用換地等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額した金額又は、設定した期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。

	根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文
(1) 収用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額	措置法第 64 条第 8 項 (措置法第 64 の 2 第 8 項) 措置法第 68 条の 70 第 7 項 (措置法第 68 の 71 第 9 項)	措置法第 64 条第 10 項 (措置法第 64 条の 2 第 14 項) 措置法第 68 条の 70 第 9 項 (措置法第 68 条の 71 第 15 項)
(2) 収用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第 65 条第 5 項 措置法第 68 条の 72 第 5 項	措置法第 65 条第 6 項 措置法第 68 条の 72 第 6 項
(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第 64 条の 2 第 2 項 措置法第 68 条の 71 第 3 項	措置法第 64 条の 2 第 3 項 措置法第 68 条の 71 第 4 項

- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記 1 の根拠条文に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
  - (4) 「適格分社型分割等の日」欄は、上記 1 の根拠条文に規定する適格分社型分割の日を記載してください。
  - (5) 「収用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第 64 条第 1 項・同法第 68 条の 70 第 1 項若しくは第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する収用等のあった日又は措置法第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。
  - (6) 「収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する収用等により譲渡した資産の種類又は第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する収用換地等により譲渡した資産の種類を記載してください。
  - (7) 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第 64 条第 8 項・第 68 条の 70 第 7 項、第 64 条の 2 第 8 項・第 68 条の 71 第 9 項若しくは第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は措置法第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する補償金等又は保留地の対価の額を記載してください。
  - (8) 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する交換取得資産の価額を記載する。
  - (9) 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第 64 条第 1 項・第 68 条の 70 第 1 項に規定する代替資産若しくは第 65 条第 5 項・第 68 条の 72 第 5 項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第 22 条の 2 第 9 項第 6 号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。
  - (10) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 64 条第 8 項(第 64 条の 2 第 8 項において準用する場合を含みます。)、第 68 条の 70 第 7 項(第 68 条の 71 第 9 項において準用する場合を含みます。 )又は第 65 条第 5 項・第 68 条の 72 第 5 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額又は第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
  - (11) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
  - (12) 「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条第 30 項・第 39 条の 99 第 16 項又は第 39 条の 2 第 9 項・第 39 条の 100 第 8 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
  - (13) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (14) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 130)

**適格分社型分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い  
取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定  
に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**

- 1 単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)等の下記の規定にもとづき、収用等又は収用換地等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額した金額又は、設定した期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。

	根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文
(1) 収用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額	措置法第 64 条第 8 項 (措置法第 64 の 2 第 8 項) 措置法第 68 条の 70 第 7 項 (措置法第 68 の 71 第 9 項)	措置法第 64 条第 10 項 (措置法第 64 条の 2 第 14 項) 措置法第 68 条の 70 第 9 項 (措置法第 68 条の 71 第 15 項)
(2) 収用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第 65 条第 5 項 措置法第 68 条の 72 第 5 項	措置法第 65 条第 6 項 措置法第 68 条の 72 第 6 項
(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第 64 条の 2 第 2 項 措置法第 68 条の 71 第 3 項	措置法第 64 条の 2 第 3 項 措置法第 68 条の 71 第 4 項

- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記 1 の根拠条文に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
  - (4) 「適格分社型分割等の日」欄は、上記 1 の根拠条文に規定する適格分社型分割の日を記載してください。
  - (5) 「収用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第 64 条第 1 項・同法第 68 条の 70 第 1 項若しくは第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する収用等のあった日又は措置法第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。
  - (6) 「収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する収用等により譲渡した資産の種類又は第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する収用換地等により譲渡した資産の種類を記載してください。
  - (7) 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第 64 条第 8 項・第 68 条の 70 第 7 項、第 64 条の 2 第 8 項・第 68 条の 71 第 9 項若しくは第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は措置法第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する補償金等又は保留地の対価の額を記載してください。
  - (8) 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する交換取得資産の価額を記載する。
  - (9) 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第 64 条第 1 項・第 68 条の 70 第 1 項に規定する代替資産若しくは第 65 条第 5 項・第 68 条の 72 第 5 項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第 22 条の 2 第 9 項第 6 号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。
  - (10) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 64 条第 8 項(第 64 条の 2 第 8 項において準用する場合を含みます。)、第 68 条の 70 第 7 項(第 68 条の 71 第 9 項において準用する場合を含みます。 )又は第 65 条第 5 項・第 68 条の 72 第 5 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額又は第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
  - (11) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
  - (12) 「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条第 29 項・第 39 条の 99 第 16 項又は第 39 条の 2 第 9 項・第 39 条の 100 第 8 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
  - (13) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (14) 「※」欄は、記載しないでください。



改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 136)

適格分社型分割等による特定資産の買換えの場合における 買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定 をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
平成 年 月 日		※課税簿番号	
税務署長殿	(フリガナ)	代表者氏名	Ⓜ
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人名	
	単連 体結	納税地	〒 _____ 電話( ) - _____
	法親 人法 人	(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ
		代表者住所	〒 _____
	事業種目	業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名	※ 税務署 処 理 欄
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 _____ 電話( ) - _____	整理番号
	代表者氏名		部 門
	代表者住所	〒 _____	決 算 期
	事業種目	業	業 種 番 号
			整 理 簿
		同 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分社型分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について 租税特別措置法（第65条の7第11項（措置法第65条の8第15項において準用する場合を含みます。）若しくは 以下（附則24）をいいます。）第68条の78第11項（措置法第68条の79第16項において準用する場合を含みます。）） 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。） 第20条第9項（震災特例法第21条第15項において準用する場合を含みます。） により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、 措置法（第65条の8第3項 又は、震災特例法第21条第3項）により下記のとおり届け出を行い、 措置法施行令（第39条の7第55項 又は、震災特例法施行令第18条第39項）により書類の提出を行います。			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等		法 人 名	
		納 税 地	
		代 表 者 氏 名	
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日 年 月 日			
譲 渡 資 産	種 類		
	所 在 地		
	規 模（土地等の場合は面積）		
買 取 得 資 産	種 類		
	所 在 地		
	規 模（土地等の場合は面積）		
取得（予定）日		年 月 日	
表の各号の該当区分			
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円	
添付明細（別表等）			
その他参考となるべき事項			
提出書類（証明書等）			
税理士署名押印		Ⓜ	
※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
		整理簿	備考

17. 06 改正

（規格 A 4）

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 136)

適格分社型分割等による特定資産の買換えの場合における 買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定 をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
平成 年 月 日		※課税簿番号	
税務署長殿	(フリガナ)	代表者氏名	Ⓜ
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人名	
	単連 体結	納税地	〒 _____ 電話( ) - _____
	法親 人法 人	(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ
		代表者住所	〒 _____
	事業種目	業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名	※ 税務署 処 理 欄
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 _____ 電話( ) - _____	整理番号
	代表者氏名		部 門
	代表者住所	〒 _____	決 算 期
	事業種目	業	業 種 番 号
			整 理 簿
		同 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分社型分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について 租税特別措置法（第65条の7第11項（措置法第65条の8第15項において準用する場合を含みます。）若しくは 以下（附則24）をいいます。）第68条の78第11項（措置法第68条の79第16項において準用する場合を含みます。）） 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。） 第20条第9項（震災特例法第21条第15項において準用する場合を含みます。） により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、 措置法（第65条の8第3項 又は、震災特例法第21条第3項）により下記のとおり届け出を行い、 措置法施行令（第39条の7第54項 又は、震災特例法施行令第18条第39項）により書類の提出を行います。			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等		法 人 名	
		納 税 地	
		代 表 者 氏 名	
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日 年 月 日			
譲 渡 資 産	種 類		
	所 在 地		
	規 模（土地等の場合は面積）		
買 取 得 資 産	種 類		
	所 在 地		
	規 模（土地等の場合は面積）		
取得（予定）日		年 月 日	
表の各号の該当区分			
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円	
添付明細（別表等）			
その他参考となるべき事項			
提出書類（証明書等）			
税理士署名押印		Ⓜ	
※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
		整理簿	備考

16. 06 改正

（規格 A 4）

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 136)

適格分社型分割等による特定資産の買換えの場合における  
買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした  
期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第39条の7第55項・第39条の106第45項の規定又は震災特例法施行令第18条第39項により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項) 震災特例法第20条第7項 (震災特例法第21条第8項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第15項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第16項) 震災特例法第20条第9項 (震災特例法第21条第15項)
(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項 震災特例法第21条第2項	措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項 震災特例法第21条第3項

- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項、震災特例法第20条第7項若しくは第21条第8項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
  - (4) 「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項、震災特例法第20条第7項若しくは同法第21条第8項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。
  - (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模(土地等)にあっては、その面積並びにその譲渡年月日を記載してください。
  - (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模(土地等)にあっては、その面積並びにその取得(予定)年月日を記載してください。(なお、取得見込資産が表の第1号から第23号までの下欄に掲げる資産以外の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。)
  - (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の7第9項(措置法第65条の8第8項において準用する場合を含みます。)、同法第68条の78第9項(同法第68条の79第9項において準用する場合を含みます。))又は震災特例法第20条第7項(震災特例法第21条第8項において準用する場合を含みます。))の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
  - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(五) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
  - (9) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条の7第55項・同令第39条の106第45項又は震災特例法施行令第18条第39項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
  - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (11) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 136)

適格分社型分割等による特定資産の買換えの場合における  
買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした  
期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第39条の7第54項・第39条の106第44項の規定又は震災特例法施行令第18条第39項により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項) 震災特例法第20条第7項 (震災特例法第21条第8項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第15項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第16項) 震災特例法第20条第9項 (震災特例法第21条第15項)
(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項 震災特例法第21条第2項	措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項 震災特例法第21条第3項

- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項、震災特例法第20条第7項若しくは第21条第8項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
  - (4) 「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項、震災特例法第20条第7項若しくは同法第21条第8項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。
  - (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模(土地等)にあっては、その面積並びにその譲渡年月日を記載してください。
  - (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模(土地等)にあっては、その面積並びにその取得(予定)年月日を記載してください。(なお、取得見込資産が表の第1号から第23号までの下欄に掲げる資産以外の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。)
  - (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の7第9項(措置法第65条の8第8項において準用する場合を含みます。)、同法第68条の78第9項(同法第68条の79第9項において準用する場合を含みます。))又は震災特例法第20条第7項(震災特例法第21条第8項において準用する場合を含みます。))の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
  - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(五) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
  - (9) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条の7第54項・同令第39条の106第44項又は震災特例法施行令第18条第39項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
  - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (11) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 158)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 158)

適格分社型分割等による海外投資等 損失準備金の損金算入に関する 届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※親署・子署	
平成 年 月 日  税務署長殿	<input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法	(フリガナ) 法人名	
		納税地	〒 _____ 電話( ) - _____
		(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ
		代表者住所	〒 _____
		事業種目	業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名	※	整理番号
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 _____ (局 署) 電話( ) - _____	部 門
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期
	代表者住所	〒 _____	業 種 番 号
	事業種目	業	整 理 簿
回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び、租税特別措置法施行令第32条の2第18項・第39条の72第10項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。 記			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法人名		
	納税地		
	代表者氏名		
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日	年 月 日		
特 定 法 人 の 名 称			
特 定 株 式 の 種 類			
積 立 金 額	円		
添 付 明 細 ( 別 表 等 )			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			
提 出 書 類 ( 証 明 書 等 )			
税 理 士 署 名 押 印	Ⓜ		
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			整 理 簿
			備 考

(規格 A 4)

17. 06 改正

適格分社型分割等による海外投資等 損失準備金の損金算入に関する 届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※親署・子署	
平成 年 月 日  税務署長殿	<input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法	(フリガナ) 法人名	
		納税地	〒 _____ 電話( ) - _____
		(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ
		代表者住所	〒 _____
		事業種目	業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名	※	整理番号
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 _____ (局 署) 電話( ) - _____	部 門
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期
	代表者住所	〒 _____	業 種 番 号
	事業種目	業	整 理 簿
回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び、租税特別措置法施行令第32条の2第17項・第39条の72第9項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。 記			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法人名		
	納税地		
	代表者氏名		
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日	年 月 日		
特 定 法 人 の 名 称			
特 定 株 式 の 種 類			
積 立 金 額	円		
添 付 明 細 ( 別 表 等 )			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			
提 出 書 類 ( 証 明 書 等 )			
税 理 士 署 名 押 印	Ⓜ		
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			整 理 簿
			備 考

(規格 A 4)

15. 07 改正

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 158)

**適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の  
損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**

- 1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 55 条第 1 項各号・第 68 条の 43 第 1 項各号の中欄に掲げる株式等（以下「特定株式等」といいます。）を移転する場合において、措置法第 55 条第 10 項・第 68 条の 43 第 9 項又は措置法施行令第 32 条の 2 第 18 項・第 39 条の 72 第 10 項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届け出及び書類の提出をする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
  - (4) 「適格分社型分割等の日」欄には、適格分社型分割の日を記載してください。
  - (5) 「特定法人の名称」の欄には、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第 55 条第 1 項各号・第 68 条の 43 第 1 項各号の上欄に掲げる法人を記載してください。
  - (6) 「特定株式の種類」の欄には、事業承継法人に移転する取得した措置法第 55 条第 1 項各号・第 68 条の 43 第 1 項各号の中欄に掲げる株式等を記載してください。
  - (7) 「積立金額」欄には、措置法第 55 条第 9 項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。
  - (8) 「添付書類」欄については、措置法施行規則第 21 条第 8 項第 5 号・第 22 条の 45 第 6 項第 6 号に規定する積み立てた金額の明細（別表）及び措置法施行規則第 21 条第 9 項・第 22 条の 45 第 7 項に規定する書類（認定書等）の名称を記載してください。
  - (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (10) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 158)

**適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の  
損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**

- 1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 55 条第 1 項各号・第 68 条の 43 第 1 項各号の中欄に掲げる株式等（以下「特定株式等」といいます。）を移転する場合において、措置法第 55 条第 10 項・第 68 条の 43 第 9 項又は措置法施行令第 32 条の 2 第 17 項・第 39 条の 72 第 9 項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届け出及び書類の提出をする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
  - (4) 「適格分社型分割等の日」欄には、適格分社型分割の日を記載してください。
  - (5) 「特定法人の名称」の欄には、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第 55 条第 1 項各号・第 68 条の 43 第 1 項各号の上欄に掲げる法人を記載してください。
  - (6) 「特定株式の種類」の欄には、事業承継法人に移転する取得した措置法第 55 条第 1 項各号・第 68 条の 43 第 1 項各号の中欄に掲げる株式等を記載してください。
  - (7) 「積立金額」欄には、措置法第 55 条第 9 項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。
  - (8) 「添付書類」欄については、措置法施行規則第 21 条第 8 項第 5 号・第 22 条の 45 第 6 項第 6 号に規定する積み立てた金額の明細（別表）及び措置法施行規則第 21 条第 9 項・第 22 条の 45 第 7 項に規定する書類（認定書等）の名称を記載してください。
  - (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (10) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 162)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書		※整理番号	
				※親が子署	
連 結 子 法 人	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 法人名 (フリガナ)	〒 (フリガナ) 納税地 電話( ) -	〒 (フリガナ) 代表者氏名	〒 代表者住所	業
	〒 (フリガナ) 本店又はたる事務所の所在地 電話( ) -	〒 (フリガナ) 代表者氏名	〒 代表者住所	〒 事業種目	業
	〒 (フリガナ) 代表者住所	〒 事業種目	〒 事業種目	〒 事業種目	業
	〒 (フリガナ) 代表者住所	〒 事業種目	〒 事業種目	〒 事業種目	業
	〒 (フリガナ) 代表者住所	〒 事業種目	〒 事業種目	〒 事業種目	業
※ 整理番号 ※ 親が子署 ※ 親が子署 ※ 親が子署					
租税特別措置法施行令 (第39条の7第46項 又は阪神・淡路人震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例 第39条の106第36項) に関する法律(以下「震災特別法」といいます。)施行令第18条第29項の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。					
記 申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額 円					
取得する予定の買換資産の内容	種類				
	構造				
	規模 (土地等にあつてはその前項)				
	取得価額	円	円	円	円
	取得予定年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
(やむを得ない事情の詳細) 認定を受けようとする日 年 月 日 (その他参考となるべき事項)					
税理士署名押印					
※ 税務署処理欄 部門 決算期 業種番号 整理簿 備考					

17. 06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 162)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書		※整理番号	
				※親が子署	
連 結 子 法 人	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 法人名 (フリガナ)	〒 (フリガナ) 納税地 電話( ) -	〒 (フリガナ) 代表者氏名	〒 代表者住所	業
	〒 (フリガナ) 本店又はたる事務所の所在地 電話( ) -	〒 (フリガナ) 代表者氏名	〒 代表者住所	〒 事業種目	業
	〒 (フリガナ) 代表者住所	〒 事業種目	〒 事業種目	〒 事業種目	業
	〒 (フリガナ) 代表者住所	〒 事業種目	〒 事業種目	〒 事業種目	業
	〒 (フリガナ) 代表者住所	〒 事業種目	〒 事業種目	〒 事業種目	業
※ 整理番号 ※ 親が子署 ※ 親が子署 ※ 親が子署					
租税特別措置法施行令 (第39条の7第45項 又は阪神・淡路人震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例 第39条の106第35項) に関する法律(以下「震災特別法」といいます。)施行令第18条第29項の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。					
記 申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額 円					
取得する予定の買換資産の内容	種類				
	構造				
	規模 (土地等にあつてはその前項)				
	取得価額	円	円	円	円
	取得予定年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
(やむを得ない事情の詳細) 認定を受けようとする日 年 月 日 (その他参考となるべき事項)					
税理士署名押印					
※ 税務署処理欄 部門 決算期 業種番号 整理簿 備考					

16. 06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 162)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第39条の7第46項各号・第39条の106第36項各号又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）施行令第18条第29項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に措置法第65条の7第3項・第68条の78第3項、震災特例法第20条第3項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項又は震災特例法第21条第4項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第65条の7第1項・第68条の78第1項の表の各号又は震災特例法第20条第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項又は震災特例法第21条第4項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。
  - (4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄
    - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。
    - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
    - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
    - ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。
    - ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。
  - (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第65条の7第1項の表の各号・第68条の78第1項の表の各号の下欄に掲げる資産又は震災特例法第20条第1項の表の各号下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。
  - (6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第39条の7第46項・第39条の106第36項又は震災特例法施行令第18条第29項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
  - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (8) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 162)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第39条の7第45項各号・第39条の106第35項各号又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）施行令第18条第29項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に措置法第65条の7第3項・第68条の78第3項、震災特例法第20条第3項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項又は震災特例法第21条第4項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第65条の7第1項・第68条の78第1項の表の各号又は震災特例法第20条第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項又は震災特例法第21条第4項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。
  - (4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄
    - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。
    - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
    - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
    - ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。
    - ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。
  - (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第65条の7第1項の表の各号・第68条の78第1項の表の各号の下欄に掲げる資産又は震災特例法第20条第1項の表の各号下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。
  - (6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第39条の7第45項・第39条の106第35項又は震災特例法施行令第18条第29項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
  - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (8) 「※」欄は、記載しないでください。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 202)

(表面)

外国法人に対する源泉徴収の免除証明書		第 _____ 号
① 外国法人の	本店又は主たる事務所の所在地	
	名 称	
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	
<p>③</p> <p>上記のものは、所得税法施行令第 304 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間に上記の者に支払う所得税法第 161 条第 1 号の 2、第 1 号の 3、第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 9 号又は第 10 号に掲げる国内源泉所得については、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p style="text-align: center;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p style="text-align: right;">財務事務官</p> <p style="text-align: center;">税務署長 <span style="float: right;">㊟</span></p>		

(裏面)

注 意 事 項
<p>1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) この証明書は、所得税法第 180 条第 1 項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。</p> <p>(2) 証明書の有効期間中に国内に支店を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第 180 条第 1 項各号に掲げる外国法人に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。 この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。</p> <p>(3) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。</p> <p>(4) この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(5) 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある本店又は事務所等にあてて支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を法人税の納税地にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(6) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。</p> <p>2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。</p> <p>(2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。</p> <p>(3) この証明書は、次の場合に効力を失います。</p> <p>① 有効期限を経過したとき</p> <p>② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき</p> <p>(4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。</p> <p>(5) 所得税法第 161 条第 1 号の 3 に掲げる国内源泉所得については、所得税法第 13 条第 1 項ただし書に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに限ります。</p>

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 202)

(表面)

外国法人に対する源泉徴収の免除証明書		第 _____ 号
① 外国法人の	本店又は主たる事務所の所在地	
	名 称	
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	
<p>③</p> <p>上記のものは、所得税法施行令第 304 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間に上記の者に支払う所得税法第 161 条第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 9 号又は第 10 号に掲げる国内源泉所得については、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p style="text-align: center;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p style="text-align: right;">財務事務官</p> <p style="text-align: center;">税務署長 <span style="float: right;">㊟</span></p>		

(裏面)

注 意 事 項
<p>1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) この証明書は、所得税法第 180 条第 1 項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。</p> <p>(2) 証明書の有効期間中に国内に支店を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第 180 条第 1 項各号に掲げる外国法人に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。 この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。</p> <p>(3) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。</p> <p>(4) この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(5) 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある本店又は事務所等にあてて支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を法人税の納税地にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(6) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。</p> <p>2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。</p> <p>(2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。</p> <p>(3) この証明書は、次の場合に効力を失います。</p> <p>① 有効期限を経過したとき</p> <p>② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき</p> <p>(4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。</p> <p>(追加)</p>

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 204)

(表面)

<b>非居住者に対する源泉徴収の免除証明書</b>		第 _____ 号
① 非居住者の	住所	
	氏名	
② 日本における所得税の納税地にある事務所等の	所在地	
	名称	
<p>③</p> <p>上記のものは、所得税法施行令第 330 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間に上記の者に支払う所得税法第 161 条第 1 号の 2、第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号イ(給与に係る部分を除きます。)又は第 10 号に掲げる国内源泉所得(一定のものを除きます。裏面 2 (5)を参照してください。)については、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p style="text-align: center;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p style="text-align: right;">財務事務官 税務署長 <span style="float: right;">㊟</span></p>		

(裏面)

<b>注意事項</b>	
<p>1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) この証明書は、所得税法第 214 条第 1 項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。</p> <p>(2) 証明書の有効期間中に国内に事務所を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第 214 条第 1 項各号に掲げる非居住者に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第 330 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。 この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。</p> <p>(3) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 330 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。</p> <p>(4) この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(5) 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある住所又は事務所等にあてて支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を国内にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(6) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。</p> <p>2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。</p> <p>(2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。</p> <p>(3) この証明書は、次の場合に効力を失います。</p> <p>① 有効期限を経過したとき</p> <p>② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき</p> <p>(4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。</p> <p>(5) 国内源泉所得のうち源泉徴収の免除の対象とならない「一定のもの」とは、次のものをいいます。</p> <p>① 所得税法第 161 条第 7 号に掲げる使用料又は対価で同法第 204 条第 1 項第 1 号に掲げる報酬又は料金に該当するもの</p> <p>② 所得税法第 8 号イに掲げる報酬で同法第 204 条第 1 項第 5 号に掲げる人的役務の提供に関する報酬又は料金に該当するもの以外のもの</p> <p>③ 所得税法第 161 条第 10 号に掲げる年金でその支払額が 25 万円以上のもの</p>	

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 204)

(表面)

<b>非居住者に対する源泉徴収の免除証明書</b>		第 _____ 号
① 非居住者の	住所	
	氏名	
② 日本における所得税の納税地にある事務所等の	所在地	
	名称	
<p>③</p> <p>上記のものは、所得税法施行令第 330 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間に上記の者に支払う所得税法第 161 条第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号イ(給与に係る部分を除きます。)又は第 10 号に掲げる国内源泉所得(一定のものを除きます。裏面 2 (5)を参照してください。)については、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p style="text-align: center;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p style="text-align: right;">財務事務官 税務署長 <span style="float: right;">㊟</span></p>		

(裏面)

<b>注意事項</b>	
<p>1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) この証明書は、所得税法第 214 条第 1 項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。</p> <p>(2) 証明書の有効期間中に国内に事務所を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第 214 条第 1 項各号に掲げる非居住者に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第 330 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。 この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。</p> <p>(3) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 330 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。</p> <p>(4) この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(5) 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある住所又は事務所等にあてて支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を国内にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(6) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。</p> <p>2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。</p> <p>(2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。</p> <p>(3) この証明書は、次の場合に効力を失います。</p> <p>① 有効期限を経過したとき</p> <p>② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき</p> <p>(4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。</p> <p>(5) 国内源泉所得のうち源泉徴収の免除の対象とならない「一定のもの」とは、次のものをいいます。</p> <p>① 所得税法第 161 条第 7 号に掲げる使用料又は対価で同法第 204 条第 1 項第 1 号に掲げる報酬又は料金に該当するもの</p> <p>② 所得税法第 8 号イに掲げる報酬で同法第 204 条第 1 項第 5 号に掲げる人的役務の提供に関する報酬又は料金に該当するもの以外のもの</p> <p>③ 所得税法第 161 条第 10 号に掲げる年金でその支払額が 25 万円以上のもの</p>	



(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 226-1)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 226-1)

様式 19  
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書  
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

( 税 務 署 整 理 欄 )  
(For official use only)

適用：有、無

支 払 者 受 付 印 税 務 署 受 付 印

( 組 合 契 約 事 業 利 益 の 配 分 に 対 す る 所 得 税 の 免 除 )  
Relief from Japanese Income Tax on Distribution  
of Business Profits from Partnership Agreements

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。  
See separate instructions.

税務署長殿  
To the District Director of \_\_\_\_\_ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；  
Applicable Income Tax Convention  
日本国と \_\_\_\_\_ との間の租税条約第 \_\_\_\_\_ 条第 \_\_\_\_\_ 項  
The Income Tax Convention between Japan and \_\_\_\_\_ , Article \_\_\_\_\_ , para. \_\_\_\_\_

2 利益の配分（支払）を受ける者に関する事項；  
Details of Recipient of Distribution of Business Profits

氏 名 又 は 名 称 Full name		(電話番号 Telephone Number)
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	
	国 籍 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
届出書の「5」の利益につき居住者として課税される国、納税地（注6） Country where the recipient is taxable as resident on Profits mentioned in 5 below and the place where he is to pay tax (Note 6)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)

3 組合（これに類するものを含みます。）に関する事項；  
Details of Partnership (including similar entity)

名 称 Full name		(電話番号 Telephone Number)
国外にある主たる事務所の所在地 Place of head office (main office) abroad		(電話番号 Telephone Number)
国内にある事務所等の所在地（注7） Place of office, etc. in Japan (Note 7)		(電話番号 Telephone Number)
組 合 契 約 事 業 の 概 要 Outline of business under partnership agreement		
国内において組合契約事業を開始した日 Date of commencement of business under partnership agreement		

4 利益の支払者（組合員）に関する事項（注8）；  
Details of Payer of Distribution of Business Profits (partner) (Note 8)

源泉徴収に係る所得税の納税地 Place where the payer is to pay withholding tax		(電話番号 Telephone Number)
1 氏 名 又 は 名 称 Full name		(電話番号 Telephone Number)
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		(電話番号 Telephone Number)
2 氏 名 又 は 名 称 Full name		(電話番号 Telephone Number)
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		(電話番号 Telephone Number)
3 氏 名 又 は 名 称 Full name		(電話番号 Telephone Number)
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		(電話番号 Telephone Number)

(新 設)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 226-1)

5 届出書の「4」の支払者から配分(支払)を受ける利益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9) ;  
 Details of Distribution of Business Profits received from Payer to which Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

計 算 期 間 Period of computation	金 銭 等 の 交 付 日 Date of issuance of distribution of business profits (money, etc.)	当該計算期間における利益の総額 (A) Total amount of business profits in computation period	配分を受ける割合 (B) Proportion of distribution received	配分を受ける利益の額 (A×B) Amount of distribution of business profits received
~			%	

6 その他参考となるべき事項(注10) ;  
 Others (Note 10)

私は、この届出書の「5」に記載した利益が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby submit this application form under the belief that provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Distribution of Business Profits mentioned in 5 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date \_\_\_\_\_ 年 月 日

利益の配分(支払)を受ける者又はその代理人の署名  
 Signature of the Recipient of Distribution of Business Profits or his Agent

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。  
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)  (電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;  
 If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付  有 Yes  
 Attachment Form for Limitation on Benefits  添付省略 Attachment not required  
 (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日) \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 226-1)

(新 設)

様式 19  
FORM

「租税条約に関する届出書(組合契約事業利益の配分に対する所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX ON DISTRIBUTION OF BUSINESS PROFITS FROM PARTNERSHIP AGREEMENTS"

注意事項

届出書の提出について

1 この届出書は、組合契約に基づく事業(組合契約事業)から生ずる利益(組合契約事業利益)の配分に係る日本国の所得税の源泉徴収税額について、租税条約の規定に基づく免除(組合契約事業利益につき、届出者が①国内に恒久的施設又は固定的施設を有しないこと、②国内に有する恒久的施設又は固定的施設に帰せられないこと、のいずれかを要件とする免除に限ります。)を受けようとする場合に使用します。

この場合の組合契約とは、①民法第667条第1項に規定する組合契約、②投資事業有限責任組合契約、③有限責任事業組合契約及び④外国における①～③に類する契約をいいます。

2 この届出書は、複数の組合契約を締結している場合には組合契約ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して組合契約事業利益の配分をする者(「利益の支払者(組員)」といいます。)に提出し、その提出を受けた利益の支払者(組員)は、正本を、最初にその組合契約事業利益につき金銭等の交付をする日(この利益に係る計算期間の末日の翌日から2か月を経過する日までに金銭等の交付がされない場合には、同日)の前日までに組合契約事業利益の配分に係る所得税法第17条(源泉徴収に係る所得税の納税地)に規定する納税地の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

この場合、届出書の提出を受けた利益の支払者(組員)は、届出書の提出を受けた旨をその組合契約における他の組員に周知するようにしてください。

4 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

5 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

6 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。利益の配分(支払)を受ける者が納税者番号を有しない場合や利益の配分(支払)を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

7 届出書の「3」の「国内にある事務所等の所在地」の欄には、国内にある事務所、事業所その他これに類するものの所在地を記載してください。

なお、これらが二以上ある場合には、組合契約事業利益に係る支払事務を取り扱う事務所等の所在地を記載してください。

8 届出書の「4」の各欄には、それぞれ次のとおり記載してください。

① 「源泉徴収に係る所得税の納税地」の欄には、組合契約事業利益の配分に係る所得税法第17条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地を記載してください。

② 「氏名又は名称」及び「住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地」の欄には、組員の氏名又は名称及び住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地を、その組合契約におけるすべての組員について記載してください。

なお、この欄に記載しきれない場合には、適宜の様式により作成し、この届出書に添付してください。

9 届出書の「5」の欄の「当該計算期間における利益の総額」の欄には、国内において行う組合契約事業から生ずる収入から、その収入に係る費用(国内源泉所得として源泉徴収された所得税を含みます。)を控除したものを、「配分を受ける割合」の欄には、この届出書を提出する利益の配分(支払)を受ける者の組合契約事業利益の配分を受ける割合をそれぞれ記載してください。

10 届出書の「6」の欄には、「2」から「5」までの各欄に記載した事項のほか、租税の免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1 This form is to be used by Recipient of Distribution of Business Profits from Partnership Agreements (profits derived from business under partnership agreements) in claiming relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention (provided that the recipient satisfies one of the following conditions regarding the business profits received from partnership agreement: ① the recipient has no permanent establishment in Japan; ② the profits are not attributable to the recipient's permanent establishment in Japan).

Partnership agreement in this case means any of the following: ① a partnership agreement as prescribed in Article 667 paragraph 1 of the Civil Law; ② a limited partnership agreement for investment; ③ a limited liability partnership agreement; ④ agreements in other countries similar to ①-③.

2 This form must be prepared separately for each partnership agreement, in the case that the applicant concluded two or more partnership agreements.

3 This form must be submitted in duplicate to the person who distributes business profits from the partnership agreement (hereinafter referred as "Payer (partner)", who must then file the original with the District Director of the Tax Office for the place where the payer is to pay withholding tax under Article 17 of the Income Tax Law (place for income tax payment regarding withholding tax), by the day before issuance of distribution of business profits from partnership agreements (money, etc.) is made (in the case that the profits are not paid within 2 months from the day after the final day of the computing period, by the day 2 months after the last day of the computing period). The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

In such a case, Payer (partner) who receives the submitted application form must inform all the other partners of the partnership agreement of the fact of the submission of this form.

4 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

5 Applicable blocks must be checked.

6 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

7 Enter into item "Place of office, etc. in Japan" of column 3 the location of an office, business place or other similar facility in Japan.

In the case that there are two or more such offices, please enter the address of the office that deals with the business of payment of distribution of business profits relating to the partnership agreement.

8 Enter into column 4 as follows:

① "Place where the payer is to pay withholding tax": enter the place where the distribution of business profits from partnership agreement is taxable under Article 17 (the place where withholding tax is imposed) of the Income Tax Law,

② "Full name" and "Domicile (residence) or place of head office (main office)": enter the name and the address of head office (main office) of every partner of the partnership agreement.

If there are more than 3 such partners, create an appropriate forms for them and attach them to this Application Form.

9 Enter into item "Total amount of profits in the computation period," enter the amount of revenue derived from business under the partnership agreement in Japan minus the amount of expenses regarding the revenue (including the amount of withholding tax imposed on the revenue as Japanese source income). Enter into item "Proportion of distribution received" the proportion of the business profits received under the partnership agreement by whichever partner is submitting this form.

10 Enter into line 6 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 5.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

(新設)

税務署受付印 	<b>適格外国仲介業者の承認申請書</b> APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY	提出日: _____ (税務署整理欄) For official use only 承認: 有、無
この申請書は、租税特別措置法第5条の2(振替国債の利子の課税の特例)第5項第4号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合に提出します。 この申請書の記載に当たっては、3頁の注意事項を参照してください。 This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 5 of Article 5-2 of the Special Taxation Measures Law. See instructions on the page 3.		
日本橋税務署長 殿 To the District Director of Nihombashi Tax Office		
<b>1 申請をする者に関する事項;</b> Details of applicant		
(フリガナ) Japanese syllabary 名 称 Name	(フリガナ) Japanese syllabary 代表者名President's Name	担当者Name of contact person 部署Section 電話番号Telephone number
住 所 本店又は主たる事務所の所在地 Place of head or main office (所在国) Country		
所 地 設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized (所在国) Country		
Add-ress 事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled (所在国) Country		
適用を受ける租税条約(情報交換規定を有するものに限る。)に関する事項 Applicable Income Tax Convention : i ) to which Japan is a partner ; and ii ) which has an Article of Exchange of Information ; and iii ) under which the Applicant is regarded as resident corporation of a contracting state other than Japan. 日本国と The Income Tax Convention between Japan and _____との間の租税条約		
日本国内の恒久的施設 の状況 Permanent establish-ment in Japan	<input type="checkbox"/> 有 If "Yes"  <input type="checkbox"/> 無 If "No"	名 称 Name 担当者Name of contact person 部署Section 電話番号Telephone number  所 在 地 Address 開業申請書提出年月日( . . . ) Date of submission of Opening Business Application in Japan
特定国外営業所等 Specified Foreign Branches (SFBs)	<input type="checkbox"/> 有 If "Yes"  <input type="checkbox"/> 無 If "No"	名 称 Name 所 在 地 Address (所在国) Country  名 称 Name 所 在 地 Address (所在国) Country  名 称 Name 所 在 地 Address (所在国) Country  名 称 Name 所 在 地 Address (所在国) Country
右の欄に書き切れない場合には、別紙に記載して添付してください。 If you have more than five SFBs, you may write in separate sheet and attach it with this application. <input type="checkbox"/> : 別紙添付有り separate sheet attached		

税務署受付印 	<b>適格外国仲介業者の承認申請書</b> APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY	提出日: _____ (税務署整理欄) For official use only 承認: 有、無
この申請書は、租税特別措置法第5条の2(振替国債の利子の課税の特例)第5項第4号及び同法第67条の17(分離振替国債の課税の特例)第4項第6号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合に提出します。 この申請書の記載に当たっては、3頁の注意事項を参照してください。 This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 5 of Article 5-2 and subparagraph 6 of paragraph 4 of Article 67-17 of the Special Taxation Measures Law. See instructions on the page 3.		
日本橋税務署長 殿 To the District Director of Nihombashi Tax Office		
<b>1 申請をする者に関する事項;</b> Details of applicant		
(フリガナ) Japanese syllabary 名 称 Name	(フリガナ) Japanese syllabary 代表者名President's Name	担当者Name of contact person 部署Section 電話番号Telephone number
住 所 本店又は主たる事務所の所在地 Place of head or main office (所在国) Country		
所 地 設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized (所在国) Country		
Add-ress 事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled (所在国) Country		
適用を受ける租税条約(情報交換規定を有するものに限る。)に関する事項 Applicable Income Tax Convention : i ) to which Japan is a partner ; and ii ) which has an Article of Exchange of Information ; and iii ) under which the Applicant is regarded as resident corporation of a contracting state other than Japan. 日本国と The Income Tax Convention between Japan and _____との間の租税条約		
日本国内の恒久的施設 の状況 Permanent establish-ment in Japan	<input type="checkbox"/> 有 If "Yes"  <input type="checkbox"/> 無 If "No"	名 称 Name 担当者Name of contact person 部署Section 電話番号Telephone number  所 在 地 Address 開業申請書提出年月日( . . . ) Date of submission of Opening Business Application in Japan
特定国外営業所等 Specified Foreign Branches (SFBs)	<input type="checkbox"/> 有 If "Yes"  <input type="checkbox"/> 無 If "No"	名 称 Name 所 在 地 Address (所在国) Country  名 称 Name 所 在 地 Address (所在国) Country  名 称 Name 所 在 地 Address (所在国) Country  名 称 Name 所 在 地 Address (所在国) Country
右の欄に書き切れない場合には、別紙に記載して添付してください。 If you have more than five SFBs, you may write in separate sheet and attach it with this application. <input type="checkbox"/> : 別紙添付有り separate sheet attached		

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 237)

2 申請者又は申請者が口座の開設を受けている外国間接口座管理機関等が口座の開設を受けている特定振替機関等の国内にある営業所等に関する事項 ;  
Branch or office located in Japan of Direct Participant or Indirect Participant that established an account of the Book-entry JGBs in Japan for the applicant, or the Foreign Indirect Participant or Foreign Re-Indirect Participant which established an account of the Book-entry JGBs for the applicant.

特定振替機関等の国内にある営業所等 Branch or office located in Japan of Direct Participant or Indirect Participant	名 称 Name	
	所 在 地 Address	
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	

3 代理人に関する事項 ;  
Details of the Agent

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) (電話番号 Telephone Number)	税 務 署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	Domicile (Residence or location)	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications or claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

4 その他参考となるべき事項 ;  
Other relevant matters

5 誓約 ;

私は、次のことにつき、偽りがなく真実であることを誓約します。

- ① 申請者は、「1 適用を受ける租税条約に関する事項」に記載した租税条約の締約国の法人であること
- ② 申請書の記載事項に変更(異動)があった場合は、日本銀行を経由して速やかに届け出ること
- ③ 本申請に基づく非課税の適用に関して税務署長の資料提出要求が行われた場合に遅滞なくこれを提出すること
- ④ 非課税適用申告書の提出があった場合に、租税特別措置法第5条の2第9項(削除)に規定するところにより確認を行うこと

5 Certification

I hereby declare that the below statements are true and correct.

- i I am a resident corporation of a contracting state of a tax treaty to which Japan is a partner, as mentioned in 1 above.
- ii In case of any alternation to the description in this application form, I will report them to, or file a new application form with, the District Director of Nihombashi Tax Office via Bank of Japan without delay.
- iii In case where the District Director requires to submit documents as to applying tax exemption under article 5-2 and article 67-17 of the Special Taxation Measures Law(STML), I will cooperate to do so without delay.
- iv In case of submitting Tax Exemption Application, I will confirm the contents of Applications in accordance with the paragraph 9 of Article 5-2 and paragraph 8 of Article 67-17 of the STML.

日付  
Date \_\_\_\_\_

申請者の署名,  
Signature of the applicant (authorized official thereof) \_\_\_\_\_

又はその代理人の署名  
or its authorized Agent \_\_\_\_\_

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 237)

2 申請者又は申請者が口座の開設を受けている外国間接口座管理機関等が口座の開設を受けている特定振替機関等の国内にある営業所等に関する事項 ;  
Branch or office located in Japan of Direct Participant or Indirect Participant that established an account of the Book-entry JGBs in Japan for the applicant, or the Foreign Indirect Participant or Foreign Re-Indirect Participant which established an account of the Book-entry JGBs for the applicant.

特定振替機関等の国内にある営業所等 Branch or office located in Japan of Direct Participant or Indirect Participant	名 称 Name	
	所 在 地 Address	
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	

3 代理人に関する事項 ;  
Details of the Agent

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) (電話番号 Telephone Number)	税 務 署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	Domicile (Residence or location)	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications or claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

4 その他参考となるべき事項 ;  
Other relevant matters

5 誓約 ;

私は、次のことにつき、偽りがなく真実であることを誓約します。

- ① 申請者は、「1 適用を受ける租税条約に関する事項」に記載した租税条約の締約国の法人であること
- ② 申請書の記載事項に変更(異動)があった場合は、日本銀行を経由して速やかに届け出ること
- ③ 本申請に基づく非課税の適用に関して税務署長の資料提出要求が行われた場合に遅滞なくこれを提出すること
- ④ 非課税適用申告書の提出があった場合に、租税特別措置法第5条の2第9項及び同法第67条の17第8項に規定するところにより確認を行うこと

5 Certification

I hereby declare that the below statements are true and correct.

- i I am a resident corporation of a contracting state of a tax treaty to which Japan is a partner, as mentioned in 1 above.
- ii In case of any alternation to the description in this application form, I will report them to, or file a new application form with, the District Director of Nihombashi Tax Office via Bank of Japan without delay.
- iii In case where the District Director requires to submit documents as to applying tax exemption under article 5-2 and article 67-17 of the Special Taxation Measures Law(STML), I will cooperate to do so without delay.
- iv In case of submitting Tax Exemption Application, I will confirm the contents of Applications in accordance with the paragraph 9 of Article 5-2 and paragraph 8 of Article 67-17 of the STML.

日付  
Date \_\_\_\_\_

申請者の署名,  
Signature of the applicant (authorized official thereof) \_\_\_\_\_

又はその代理人の署名  
or its authorized Agent \_\_\_\_\_

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 237)

「適格外国仲介業者の承認申請書」に関する注意事項  
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

注 意 事 項

申請書の提出について

- 1 この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債の利子の課税の特例）第5項第4号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合に提出します。
- 2 この申請書は、日本銀行を経由して日本橋税務署長に提出してください。
- 3 この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその邦訳文とともに添付してください。
- 4 この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに日本橋税務署長から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。
- 5 日本橋税務署長から適格外国仲介業者の承認を受けた場合に、その旨の日本橋税務署長による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。  
：署長による公表を希望しない

申請書の記載について

- 6 申請書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 5 of Article 5-2 of the Special Taxation Measures Law.
- 2 This form must be submitted to the District Director of Nihombashi Tax Office via Bank of Japan.
- 3 An Agent, other than the Tax Agent, must attach a power of attorney, together with its Japanese translation.
- 4 If applicant does not receive the granting or rejection of the application from the District Director of Nihombashi Tax Office until the last day of the next month of the month when the applicant submitted this form, the applicant shall be regarded as having gotten an approval as of that last day.
- 5 If applicant does not desire an announcement of the approval by District Director of Nihombashi Tax Office after the approval of Qualified Foreign Intermediary, check the next box.  
 : no announcement desired

Completion of the FORM

- 6 Applicable boxes must be checked.

○ 日本銀行の証明；  
Certification of the Bank of Japan

証 明 書  
Certificate

当行は、申請者が国債振替決済制度の外国間接参加者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Participant in the JGB Book-entry System.

Date \_\_\_\_\_ Signature of authorized official, the Bank of Japan \_\_\_\_\_

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 237)

「適格外国仲介業者の承認申請書」に関する注意事項  
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

注 意 事 項

申請書の提出について

- 1 この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債の利子の課税の特例）第5項第4号及び同法第67条の17（分離振替国債の課税の特例）第4項第6号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合に提出します。
- 2 この申請書は、日本銀行を経由して日本橋税務署長に提出してください。
- 3 この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその邦訳文とともに添付してください。
- 4 この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに日本橋税務署長から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。
- 5 日本橋税務署長から適格外国仲介業者の承認を受けた場合に、その旨の日本橋税務署長による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。  
：署長による公表を希望しない

申請書の記載について

- 6 申請書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 5 of Article 5-2 and subparagraph 6 of paragraph 4 of Article 67-17 of the Special Taxation Measures Law.
- 2 This form must be submitted to the District Director of Nihombashi Tax Office via Bank of Japan.
- 3 An Agent, other than the Tax Agent, must attach a power of attorney, together with its Japanese translation.
- 4 If applicant does not receive the granting or rejection of the application from the District Director of Nihombashi Tax Office until the last day of the next month of the month when the applicant submitted this form, the applicant shall be regarded as having gotten an approval as of that last day.
- 5 If applicant does not desire an announcement of the approval by District Director of Nihombashi Tax Office after the approval of Qualified Foreign Intermediary, check the next box.  
 : no announcement desired

Completion of the FORM

- 6 Applicable boxes must be checked.

○ 日本銀行の証明；  
Certification of the Bank of Japan

証 明 書  
Certificate

当行は、申請者が国債振替決済制度の外国間接参加者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Participant in the JGB Book-entry System.

Date \_\_\_\_\_ Signature of authorized official, the Bank of Japan \_\_\_\_\_